

(案)  
女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画（平成20年7月1日施行）の一部を次のように改正する

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	改 正 理 由
<b>I 環境放射能測定基本計画</b>	<b>I 環境放射能測定基本計画</b>	
<b>1 基本方針</b>	<b>1 基本方針</b>	
(1) 目的 女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、異常時を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能 <u>(環境放射線を含む。)</u> を測定し、その評価を実施するために、この計画を定める。 <u>なお、異常時の測定は、8によるものとする。</u>	(1) 目的 女川原子力発電所(以下「施設」という。)周辺住民の健康と安全を守り、生活環境の保全を図るために、主として、平常時(原子炉停止中を含み、異常時を除く。)の施設敷地境界外の周辺地域の環境放射能 <u>_____</u> を測定し、その評価を実施するために、この計画を定める。	・用語の統一 ・異常時の測定について追加 ・文言の整理
(2) 調査及び測定項目 <u>並びに</u> その分担 (1)の目的を達成するために次の項目を実施する。 イ 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価 ロ 環境における放射性核種濃度の推移の把握 ハ 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断  これらの項目は、宮城県、女川町、石巻市(以下「地方自治体」という。)及び東北電力株式会社(以下「施設者」という。)が一元化して測定を実施していくものであり、周辺地域全体として調和のとれたものとする。 地方自治体が実施する調査及び測定は、周辺住民の健康と安全を直接守る立場から、周辺住民の放射線被ばくに直接結びつく対象、例えば食品や飲料水などに重点を置くものとし、施設者が実施する調査及び測定は、施設から周辺地域への放射性物質の放出が適正に管理されている <u>ことを確認するための</u> 対象、例えば海水や陸土などに重点を置くものとする。 <u>測定項目及び採取計画等</u> に関する詳細を「環境放射能測定実施計画」として、また、 <u>測定結果の評価方法</u> に関する詳細を「環境放射能評価方法」として別に定める。	(2) 調査及び測定項目 <u>と</u> その分担 (1)の目的を達成するために次の項目を実施する。 イ 施設周辺住民の放射線被ばく線量の推定評価 ロ 環境における放射性核種濃度の推移の把握 ハ 施設からの放射性核種の予期しない放出による周辺地域への影響の判断  これらの項目は、宮城県、女川町、石巻市(以下「地方自治体」という。)及び東北電力株式会社(以下「施設者」という。)が一元化して測定を実施していくものであり、周辺地域全体として調和のとれたものとする。 地方自治体が実施する調査及び測定は、周辺住民の健康と安全を直接守る立場から、周辺住民の放射線被ばくに直接結びつく対象、例えば食品や飲料水などに重点を置くものとし、施設者が実施する調査及び測定は、施設から周辺地域への放射性物質の放出が適正に管理されている <u>かどうかがわかる</u> 対象、例えば海水や陸土などに重点を置くものとする。 <u>実施する調査地点や計画</u> に関する詳細を「環境放射能測定実施計画」として、また、 <u>評価方法</u> に関する詳細を「環境放射能評価方法」として別に定める。	・文言の整理 ・実施計画の内容の合わせ修正
(3) 測定開始時期 <u>環境</u> 放射能の調査及び測定は、施設の初臨界の少なくとも2年前から実施する。 その目的は、環境放射能の現状 <u>及び</u> 特性を把握し、施設の操業後における放射線被ばく線量の推定などの基礎資料とするためである。	(3) 測定開始時期 <u>放射能</u> の調査及び測定は、施設の初臨界の少なくとも2年前から実施する。 その目的は、環境放射能の現状 <u>と</u> 特性を把握し、施設の操業後における放射線被ばく線量の推定などの基礎資料とするためである。	・用語の統一
<b>2 空間放射線<u>量</u>の測定</b>	<b>2 空間放射線<u>線量</u>の測定</b>	
<b>(1) 目的</b>	<b>(1) 目的</b>	・用語の統一 ・用語の統一
空間放射線 <u>量</u> を測定する目的は次のとおりとする。 イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。 評価対象はガンマ線とする。 ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することに <u>より</u> 、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立 <u>て</u> る。	空間放射線 <u>線量</u> を測定する目的は次のとおりとする。 イ 空間放射線レベルを測定することにより、施設周辺住民の外部被ばく線量を評価する。 評価対象はガンマ線とする。 ロ 比較的短時間の放射線の変動を測定監視することに <u>よって</u> 、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立 <u>たせ</u> る。	・文言の整理
<b>(2) モニタリングステーションにおける測定</b>	<b>(2) モニタリングステーションにおける測定</b>	
イ 設置地点の選定 連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 (ハ) 卓越風向 <u>の</u> 状況 (ニ) 全体的なつり合い	イ 設置地点の選定 連続で放射線を測定するモニタリングステーション(以下「MS」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表1のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離 (ハ) 卓越風向 (ニ) 全体的なつり合い	・文言の整理

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	改正理由
<p>□ 测定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。</p> <p>(イ) 空間ガンマ線量率 (ロ) 空間ガンマ線スペクトル (ハ) 空間ガンマ線積算線量<sup>(注)</sup> (ニ) 気象要素 (注) 空間ガンマ線積算線量は、MSとMPに同一規格の装置を設置し測定する。</p> <p>ハ 测定頻度 (イ) 空間ガンマ線量率、空間ガンマ線スペクトル及び気象要素については連続測定する。 (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 测定装置及び測定方法 (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。 (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。 (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、<u>蛍光ガラス線量計 (RPLD)</u>で行う。 (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。 (ホ) 空間ガンマ線量率及び気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体及び施設者各々の中央監視局で収集及び処理する。 なお、地方自治体及び施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。</p> <p>(3) モニタリングポイントにおける測定 イ 設置地点の選定 積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離</p> <p>□ 测定項目 空間ガンマ線積算線量</p> <p>ハ 测定頻度 3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 测定装置及び測定方法 <u>蛍光ガラス線量計 (RPLD)</u>で行う。</p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 イ 試料中の放射能レベルを測定することにより、施設周辺住民の内部被ばく線量を評価する。 ロ 環境における放射性核種濃度の推移を把握する。</p> <p>(2) 試料の採取 イ 試料の選定 放射能を測定する試料は、次の事項を考慮して選定するものとする。 (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料 (ロ) 施設周辺地域の土地利用状況、農水産物生産状況及び食生活の習慣等を考慮した周辺地域を代表すると考えられる試料 (ハ) 被ばくに直接結びつかないが、放射性核種濃度の状況の把握に役立つと考えられる試料</p> <p>□ 試料の採取場所の区分 試料の採取場所は施設から見た位置関係等により次の区分に分類するとともに図1に示す。 (イ) 陸地</p>	<p>□ 测定項目 MSでは次の項目を測定するものとし、詳細は環境放射能測定実施計画で定める。</p> <p>(イ) 空間ガンマ線量率 (ロ) 空間ガンマ線スペクトル (ハ) 空間ガンマ線積算線量<sup>(注)</sup> (ニ) 気象要素 (注) 空間ガンマ線積算線量は、MSとMPに同一規格の装置を設置し測定する。</p> <p>ハ 测定頻度 (イ) 空間ガンマ線量率と空間ガンマ線スペクトル及び気象要素については連続測定する。 (ロ) 空間ガンマ線積算線量は、3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 测定装置及び測定方法 (イ) 空間ガンマ線量率の測定は、NaI(Tl)検出器及び電離箱検出器で行う。 (ロ) 空間ガンマ線スペクトルの測定は、NaI(Tl)検出器で行う。 (ハ) 空間ガンマ線積算線量の測定は、<u>熱蛍光線量計(TLD)</u>または<u>蛍光ガラス線量計</u>で行う。 (ニ) 気象要素の観測は原則として気象庁の検定を受けた装置で行う。 (ホ) 空間ガンマ線量率と気象観測の結果は、テレメータ装置により、地方自治体、施設者各々の中央監視局で収集、処理する。 なお、地方自治体の測定結果と施設者の測定結果は、それぞれ中央監視局を通じて交換する。</p> <p>(3) モニタリングポイントにおける測定 イ 設置地点の選定 積算線量を測定するモニタリングポイント(以下「MP」という。)を施設周辺に配置するにあたっては、次の事項を考慮して選定するものとし、設置場所は表2のとおりとする。 (イ) 人の居住状況 (ロ) 施設からの距離</p> <p>□ 测定項目 空間ガンマ線積算線量</p> <p>ハ 测定頻度 3か月間の積算値を年4回測定する。</p> <p>ニ 测定装置及び測定方法 <u>熱蛍光線量計(TLD)</u>または<u>蛍光ガラス線量計</u>で行う。</p> <p>3 環境試料中の放射能の測定 (1) 目的 環境試料(以下、「試料」という。)中の放射能を測定する目的は、次のとおりとする。 イ 試料中の放射能レベルを測定することにより、施設周辺住民の内部被ばく線量を評価する。 ロ 環境における放射性核種濃度の推移を把握する。</p> <p>(2) 試料の採取 イ 試料の選定 放射能を測定する試料は、次の事項を考慮して選定するものとする。 (イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料 (ロ) 施設周辺地域の土地利用状況、農水産物生産状況、食生活の習慣等を考慮した周辺地域を代表すると考えられる試料 (ハ) 被ばくに直接結びつかないが、放射性核種濃度の状況の把握に役立つと考えられる試料</p> <p>□ 試料の採取場所の区分 試料の採取場所は施設から見た位置関係等により次の区分に分類するとともに図1に示す。 (イ) 陸地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の統一</li> <li>用語の統一</li> <li>用語の統一</li> <li>測定を実施していない熱蛍光線量計を削除</li> <li>用語の統一</li> <li>文言の整理</li> <li>測定を実施していない熱蛍光線量計を削除</li> <li>文言の整理</li> </ul>

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	改 正 理 由
<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域（施設から約10km以内で施設の敷地内を含む。）</li> <li>対照地域（施設から約10km以遠）</li> </ul> <p>(口) 海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水口付近（東防波堤とシウリ崎の先端を結ぶ直線の内側及びそれに近接した海域）</li> <li>前面海域（大貝崎と早崎の先端を結ぶ直線の内側で放水口付近を除く。）</li> <li>周辺海域（施設から約10km以内で放水口付近、前面海域及び対照海域を除く。）</li> <li>対照海域（施設から約10km以遠_____の_____海域）</li> </ul> <p>ハ 採取頻度</p> <p>(イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料は、原則として四半期毎とするが、季節的なものについては収穫期毎、漁期毎とする。</p> <p>(ロ) 放射性核種濃度の推移を把握するための試料は、その種別により四半期毎又は1年毎とする。</p> <p>(ハ) 降下物の調査は、毎月又は四半期毎とする。</p> <p>(3) 試料の種類と採取場所 原則として表3のとおりとし、詳細は環境放射能測定実施計画に定める。</p> <p>(4) 測定項目 イ ガンマ線放出核種 ロ Sr (ストロンチウム) - 90 ハ H - 3 (トリチウム)</p> <p>(5) 分析方法 ガンマ線放出核種の核種分析並びにSr - 90及びH - 3の分析は、原則として文部科学省等で定めている方法<sup>(注)</sup>によるものとする。 (注) 文部科学省及び原子力規制庁 放射能測定法シリーズ</p> <p>(6) 試料の保存 地方自治体及び施設者は、試料の形態及び性状等に応じた適切な保存方法を検討とともに、必要な試料を定め保管するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺地域（施設から約10km以内で施設の敷地内を含む。）</li> <li>対照地域（施設から約10km以遠）</li> </ul> <p>(口) 海域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放水口付近（東防波堤とシウリ崎の先端を結ぶ直線の内側及びそれに近接した海域をいう。）</li> <li>前面海域（大貝崎と早崎の先端を結ぶ直線の内側で放水口付近を除く。）</li> <li>周辺海域（施設から約10km以内で放水口付近、前面海域及び対照海域を除く。）</li> <li>対照海域（施設から約10km以遠及び牡鹿半島の南側及び西側海域）</li> </ul> <p>ハ 採取頻度</p> <p>(イ) 施設周辺住民に被ばくを与えると考えられる試料は、原則として四半期毎とするが、季節的なものについては収穫期毎、漁期毎とする。</p> <p>(ロ) 放射性核種濃度の推移を把握するための試料は、その種別により四半期毎ないし1年毎とする。</p> <p>(ハ) 降下物の調査は、毎月又は四半期毎とする。</p> <p>(3) 試料の種類と採取場所 原則として表3のとおりとし、詳細は環境放射能測定実施計画に定める。</p> <p>(4) 測定方法 ゲルマニウム半導体検出器を主として採用し、原則として文部科学省で定めている方法<sup>(注)</sup>によるものとする。 (注) 文部科学省 放射能測定法シリーズ</p> <p>(5) 試料の保存 地方自治体及び施設者は、試料の形態、性状等に応じた適切な保存方法を検討とともに、必要な試料を定め保管するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文言の整理</li> <li>10km以遠に包含されることから半島南側及び西側を削除</li> <li>文言の整理</li> </ul>
<p>4 海水(放水)中の放射線の測定</p> <p>(1) 目的 海水(放水)中の放射線測定の目的は、海水(放水)中の比較的短時間の放射線の変動を測定監視することにより、施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立てる。</p> <p>(2) 設置地点 放水口モニターを発電所1～3号機の各放水口付近に設置する。 設置地点は図1のとおりとする。</p> <p>(3) 測定項目 海水(放水)中の全ガンマ線計数率とする。</p> <p>(4) 測定頻度 連続測定とする。</p> <p>(5) 測定方法 イ 海水(放水)中の全ガンマ線計数率の測定は、NaI(Tl)検出器で行う。 ロ 測定結果は、テレメータ装置により施設者の中央監視局で収集及び処理するとともに、地方自治体の中央監視局に送るものとする。</p>	<p>4 海水(放水)中の放射線の測定</p> <p>(1) 目的 施設における異常の早期発見と、原因の調査に役立たせるために、海水(放水)中の比較的短時間の放射線の変動を測定監視する。</p> <p>(2) 試料の採取 放水口モニターを発電所1～3号機の各放水口付近の陸上に設置し、採水ポンプにより放水路から海水(放水)を連続的に汲み上げて測定用試料とする。 設置位置は図1のとおりとする。</p> <p>(3) 測定項目 海水(放水)中の全ガンマ線計数率とする。</p> <p>(4) 測定頻度 連続測定とする。</p> <p>(5) 測定装置及び測定方法 イ 採取した試料中の全ガンマ線計数率の測定は、試料を連続的にしゃへい容器に導き、NaI(Tl)検出器で行う。 ロ 測定結果は、テレメータ装置により施設者の監視局で収集、処理するとともに、地方自治体の中央監視局に送るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定項目の項を追加し、現状に合わせSr-90及びトリチウムも記載した</li> <li>項目名を分析方法に改め、Sr-90及びトリチウムを追加</li> <li>原子力規制庁を追加</li> <li>文言の整理</li> <li>他の項目の記載方法に合わせ記載を変更</li> <li>項目名を設置地点に変更し、設置する位置を記載</li> <li>項目名を測定方法に変更し、測定方法のみを記載</li> <li>文言の整理</li> </ul>

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	改正理由																																
<p>5 移動観測車による測定</p> <p>(1) 目的 移動観測車による測定の目的は、平常値を測定することにより、異常時に備える_____。</p> <p>(2) 台数 イ 地方自治体 1台 ロ 施設者 1台</p> <p>(3) 測定地点 イ MS及びMPを設置していない集落 ロ 移動観測車が移動する経路 ハ その他必要な地点</p> <p>(4) 測定項目 _____ 空間ガンマ 線量率 _____</p> <p>(5) 測定方法 空間ガンマ線量率の測定は、NaI (Tl) 検出器で行う。</p> <p>(6) 測定頻度 四半期毎に行う。</p> <p>_____</p>	<p>5 移動観測車による測定</p> <p>(1) 目的 移動観測車による測定の目的は、_____異常時に備えるための平常値を把握するためとする。</p> <p>(2) 台数 イ 地方自治体 1台 ロ 施設者 1台</p> <p>(3) 測定地点 イ MS及びMPを設置していない集落 ロ 移動観測車が移動する経路 ハ その他必要な地点</p> <p>(4) 測定項目 及び測定方法 移動観測車では、次の項目を測定する。 イ 空間ガンマ線量率 空間ガンマ線量率の測定はNaI (Tl) 検出器で行う。 <small>(注) 異常時には、移動観測車は固定点であるMSやMPで対応できない広い地域の放射線を測定する。異常時の測定を行うことを可能とするため、半導体式または電離箱式の高線量率計及び風向風速計等も備えることとする。</small></p> <p>_____</p> <p>(5) 測定頻度 四半期毎に行う。</p> <p>(6) 無線連絡装置 地方自治体及び施設者の各移動観測車は、各々の中央監視局と連絡可能な無線機を装備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の項目の記載に合わせて改正</li> </ul>																																
<p>6 測定方法の変更 地方自治体及び施設者は、測定方法の改善に努め、積極的に新しい測定方法等を取り入れるとともに、測定方法を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>7 測定地点等の変更 地方自治体及び施設者は、測定地点等を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>8 異常時の測定 異常な放射線被ばくをもたらす事態が発生、又は そのおそれがあるときの測定は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</p>	<p>6 測定方法の変更 地方自治体及び施設者は、測定方法の改善に努め、積極的に新しい測定方法等を取り入れるとともに、測定方法を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>7 測定地点等の変更 地方自治体及び施設者は、測定地点等を変更する場合は、可能な限り比較評価のための測定を実施するものとする。</p> <p>8 異常時の測定 異常な放射線被ばくをもたらす事態が発生、または そのおそれがあるとき は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の定めによるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の項目の記載に合わせて測定項目と測定方法を分けて記載</li> <li>異常時に関する記載のため削除</li> <li>他の項目の記載に合わせて測定項目と測定方法を分けて記載</li> <li>他の項目では通信系統を記載していないので整合を取って削除</li> <li>文言の整理</li> </ul>																																
<p>表1 モニタリングステーションの設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地方自治体 (7か所)</td> <td>女川MS</td> <td>女川町女川浜字大原</td> </tr> <tr> <td>飯子浜MS</td> <td>女川町飯子浜字飯子</td> </tr> <tr> <td>小屋取MS</td> <td>女川町塚浜字竹の尻</td> </tr> <tr> <td>寄磯MS</td> <td>石巻市寄磯浜字五梅沢</td> </tr> <tr> <td>鮫浦MS</td> <td>石巻市鮫浦字存入田</td> </tr> <tr> <td>谷川MS</td> <td>石巻市谷川浜字川原</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	名称	設置場所	地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子	小屋取MS	女川町塚浜字竹の尻	寄磯MS	石巻市寄磯浜字五梅沢	鮫浦MS	石巻市鮫浦字存入田	谷川MS	石巻市谷川浜字川原	<p>表1 モニタリングステーションの設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者</th> <th>名称</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地方自治体 (7か所)</td> <td>女川MS</td> <td>女川町女川浜字大原</td> </tr> <tr> <td>飯子浜MS</td> <td>女川町飯子浜字飯子</td> </tr> <tr> <td>小屋取MS</td> <td>女川町塚浜字小屋取</td> </tr> <tr> <td>寄磯MS</td> <td>石巻市寄磯浜字五梅沢</td> </tr> <tr> <td>鮫浦MS</td> <td>石巻市鮫浦字浜畠</td> </tr> <tr> <td>谷川MS</td> <td>石巻市谷川浜字前田</td> </tr> </tbody> </table>	設置者	名称	設置場所	地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子	小屋取MS	女川町塚浜字小屋取	寄磯MS	石巻市寄磯浜字五梅沢	鮫浦MS	石巻市鮫浦字浜畠	谷川MS	石巻市谷川浜字前田	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設するMSの設置場所等を改正</li> </ul>
設置者	名称	設置場所																																
地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原																																
	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子																																
	小屋取MS	女川町塚浜字竹の尻																																
	寄磯MS	石巻市寄磯浜字五梅沢																																
	鮫浦MS	石巻市鮫浦字存入田																																
	谷川MS	石巻市谷川浜字川原																																
	設置者	名称	設置場所																															
地方自治体 (7か所)	女川MS	女川町女川浜字大原																																
	飯子浜MS	女川町飯子浜字飯子																																
	小屋取MS	女川町塚浜字小屋取																																
	寄磯MS	石巻市寄磯浜字五梅沢																																
	鮫浦MS	石巻市鮫浦字浜畠																																
	谷川MS	石巻市谷川浜字前田																																

改 正 後 (新)			改 正 前 (旧)			改 正 理 由
施設者 (4か所)	荻 浜 M S	石巻市荻浜字家ノ入	施設者 (4か所)	小 積 M S	石巻市小積浜字谷川道	・移動した設置場所等を改正 ・祝浜集落移転に伴い十八浜に移設 ・飯子浜M Pと飯子浜M Sが隣接していることから牧浜に移設
	塚 浜 M S	女川町塚浜字塚浜		塚 浜 M S	女川町塚浜字塚浜	
	寺 間 M S	女川町出島字別当浜		寺 間 M S	女川町出島字別当浜	
	江 島 M S	女川町江島字江島		江 島 M S	女川町江島字江島	
	前 網 M S	石巻市寄磯浜字前網		前 網 M S	石巻市寄磯浜字前網	

表2 モニタリングポイントの設置場所 (M S以外)

設 置 者	名 称	設 置 場 所
地方自治体 (12か所)	出 島 M P	女川町出島字高森山
	尾 浦 M P	女川町尾浦字尾浦
	桐ヶ崎 M P	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎
	高 白 M P	女川町高白浜字崎山
	大石原 M P	女川町大石原浜字大石原
	野々浜 M P	女川町野々浜字野々浜
	大谷川 M P	石巻市大谷川浜字小浜山
	十八成浜 M P	石巻市十八成浜十八成
	泊 浜 M P	石巻市泊浜字台
	桃 浦 M P	石巻市桃浦字井戸入
	小網倉 M P	石巻市小網倉浜字安藤沢
	大原浜 M P	石巻市大原浜字町
施設者 (9か所)	小屋取 M P	女川町塚浜字竹の尻
	牧 浜 M P	石巻市牧浜字竹浜道
	横 浦 M P	女川町横浦字横浦
	女 川 M P	女川町鷺神浜字堀切
	竹 浦 M P	女川町竹浦字月浜
	寄 磯 M P	石巻市寄磯浜字大松
	鮫 浦 M P	石巻市鮫浦字細田
	谷 川 M P	石巻市谷川浜字光ヶ丘
	荻 浜 M P	石巻市荻浜字荻浜

図1 前面海域、周辺地域（海域）及び対照地域（海域）の区分図

(略)

表3 環境試料採取計画の概要

区分	対象物	試料名	採取場所の区分	地方自治体	施設者
農 産 物	精 米	周辺地域	○	○	
	大 根	周辺地域	○	○	
陸 水	水道原水	周辺地域	○	○	
上 土	未 耕 土	周辺地域	○	○	
		対照地域	○		
試	浮遊じん	周辺地域	○	○	
		周辺地域	○	○	

表2 モニタリングポイントの設置場所 (M S以外)

設 置 者	名 称	設 置 場 所
地方自治体 (12か所)	出 島 M P	女川町出島字出島
	尾 浦 M P	女川町尾浦字尾浦
	桐ヶ崎 M P	女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎
	高 白 M P	女川町高白浜字尾畑
	大石原 M P	女川町大石原浜字大石原
	野々浜 M P	女川町大石原浜字向
	大谷川 M P	石巻市谷川浜字苗代目
	祝 浜 M P	石巻市谷川浜字祝浜
	泊 浜 M P	石巻市泊浜字台
	桃 浦 M P	石巻市桃浦字台
	小網倉 M P	石巻市小網倉浜字小網倉
	大原浜 M P	石巻市大原浜字町
施設者 (9か所)	小屋取 M P	女川町塚浜字竹の尻
	飯子浜 M P	女川町飯子浜字夏浜
	横 浦 M P	女川町横浦字横浦
	女 川 M P	女川町鷺神浜字堀切
	竹 浦 M P	女川町竹浦字竹浦
	寄 磯 M P	石巻市寄磯浜字前浜
	鮫 浦 M P	石巻市鮫浦字浜畑
	谷 川 M P	石巻市谷川浜字中井道
	荻 浜 M P	石巻市荻浜字荻浜

図1 前面海域、周辺地域（海域）及び対照地域（海域）の区分図

(略)

表3 環境試料採取計画の概要

区分	対象物	試料名	採取場所の区分	地方自治体	施設者
農 産 物	精 米	周辺地域	○	○	
	大 根	周辺地域	○	○	
陸 水	水道原水	周辺地域	○	○	
		周辺地域	○		
上 土	未 耕 土	周辺地域	○	○	
		対照地域	○		
試	浮遊じん	周辺地域	○	○	
		周辺地域	○	○	

改 正 後 (新)					改 正 前 (旧)					改正理由	
料	降下物	雨水、ちり	対照地域		○	○	対照地域		○	○	
			周辺地域	対照地域			周辺地域	対照地域			
海 洋 試 料	指標植物	ヨモギ	周辺地域	○	○	○	ヨモギ	周辺地域	○	○	
		松葉	周辺地域 (敷地境界付近)		○		松葉	周辺地域 (敷地境界付近)		○	
		アイナメ	前面海域	○	○	○	アイナメ	前面海域	○	○	
	魚介類	マガキ	周辺海域	○	○	○	カキ	周辺海域	○	○	
		エゾアワビ	対照海域	○			アワビ	周辺海域	○		
		キタムラサキウニ	放水口付近	○			ウニ	周辺海域		○	
		マボヤ	周辺海域	○	○	○	ホヤ	周辺海域	○	○	
	海藻	ワカメ	放水口付近	○	○	○	ワカメ	放水口付近	○	○	
		前面海域	○			○	前面海域	○			
	海水	表層水	放水口(取水口)付近	○	○	○	表層水	放水口(取水口)付近	○	○	
		周辺海域	○			○	周辺海域	○			
		対照海域	○			○	対照海域	○			
	表層土	放水口(取水口)付近	○	○	○	○	放水口(取水口)付近	○	○		
		周辺海域	○			○	周辺海域	○			
		対照海域	○			○	対照海域	○			
	指標海産物	アラメ	放水口付近	○		○	アラメ	放水口付近	○		
		前面海域				○	前面海域			○	
		周辺海域				○	周辺海域			○	
		対照海域(北側)	○			○	対照海域(北側)	○			
		対照海域(西側)	○			○	対照海域(西側)	○			
		対照海域(南側)				○	対照海域(南側)			○	
		放水口付近			○						
		前面海域				○					
		周辺海域				○					
		対照海域(北側)			○						
		対照海域(西側)			○						
		対照海域(南側)			○						
	ムラサキイガイ	前面海域	○	○			ムラサキイガイ	前面海域	○	○	

## II 温排水測定基本計画

(略)

## III 測定結果の記録、速報値の公開及び公表

### 1 記録

地方自治体及び施設者は、この計画に基づく調査により得られた測定結果を、長期的観点から評価できるよう記録し管理するものとする。

## II 温排水測定基本計画

(略)

## III 測定結果の記録、速報値の公開及び公表

### 1 記録

地方自治体及び施設者は、この環境放射能及び温排水測定基本計画にしたがって得られた測定結果を、長期的観点から評価できるよう記録し管理するとともに、得られた結果が通常では越えそうもないレベルを超えたときは、その原因を明らかにしておくものとする。

- ・試料名を種名に改正
- ・現状に合わせて採取場所を改正

- ・新たにエゾノネジモクを追加

測定結果の評価は、評価方法として別に定めていることから、記載を記録の管理にとどめる

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)	改 正 理 由
<p>2 速報値の公開 地方自治体及び施設者は、各々が測定した<u>空間ガンマ線量率</u>、気象要素及び海水<u>(放水)</u>中の<u>全ガンマ線計数率</u>の測定結果に関し、公表に先立っての速報値を公開することができるものとする。</p> <p>3 公表 地方自治体及び施設者が実施した測定結果は、次の手順に従い評価及び確認を受けた後に地方自治体が公表するものとする。 この場合、当該測定結果は、原則として四半期毎に公表するものとするが、1年間にわたる放射線被ばく線量及び温排水の影響等については、年間の測定結果を解析し、推定評価したのち、同様の手順に従って公表するものとする。</p> <p>(1) 女川原子力発電所環境調査測定技術会(以下「技術会」という。)事務局へ提出 (2) 技術会による評価 (3) 女川原子力発電所環境保全監視協議会(以下「監視協議会」という。)事務局へ提出 (4) 監視協議会による確認</p>	<p>2 速報値の公開 地方自治体及び施設者は、各々が測定した<u>空間放射線線量</u>、気象_____及び海水_____中の<u>放射線</u>_____の測定結果に関し、公表に先立っての速報値を公開することができる_____。</p> <p>3 公表 地方自治体及び施設者が実施した測定結果は、次の手順にしたがって処理し、地方自治体が公表するものとする。 この場合、当該測定結果は、原則として四半期毎に公表するものとするが、1年間にわたる放射線被ばく線量及び温排水の影響等については、年間の測定結果を解析し、推定評価したのち、同様の手順にしたがって公表するものとする。</p> <p>(1) 女川原子力発電所環境調査測定技術会(以下「技術会」という。)事務局へ提出 (2) 技術会による評価 (3) 女川原子力発電所環境保全監視協議会(以下「監視協議会」という。)事務局へ提出 (4) 監視協議会による確認</p>	・用語の整合性をとる
<p>IV 附則 この_____計画は、<u>平成31年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>IV 附則 この<u>環境放射能及び温排水測定基本計画</u>は、<u>平成20年7月1日</u>から施行する。</p>	・文言の整理

